

国民健康保険・後期高齢者医療療養費支給申請書の記載方法
(はりきゅう 様式第6号)(あんま・マッサージ 様式第6号の2)

※基本的には厚労省から示されている療養費に関する受領委任の取扱いに沿って記載してください。
総括票及び申請書の一部において和歌山県独自の様式となっておりますので、下記をご参照ください。

①	機関コード	②	1社国 3後高 2本外 8高外9 4六外 2公費 4退職 6家外 0高外7	給付割合 8 9 10
③	公費負担者番号	特記事項	種類 05鍼灸	
	公費受給者番号			
	区市町村番号			
	受給者番号		保険者番号	

- ①記載の必要はありません。
- ②下記の図をご参照ください。
- ③医療費助成(80.81.82.85)がある場合は、公費負担者番号欄、公費受給者番号欄に記載してください。
なお、給付割合の記載は保険給付どおりです。「10割」に○はつけません。

国保一般

一般 7割 (本人(被保険者))	① 社国 3 後高 ② 本外 8 高外9 4 六外 2 公費 4 退職 6 家外 0 高外7	給付割合 8 9 10
一般 7割 (家族(被保険者))	① 社国 3 後高 2 本外 8 高外9 4 六外 2 公費 4 退職 ⑥ 家外 0 高外7	給付割合 8 9 10
一般前期高齢者 7割 (70歳以上)	① 社国 3 後高 2 本外 8 高外9 4 六外 2 公費 4 退職 6 家外 ⑦ 高外7	給付割合 8 9 10
一般前期高齢者 8割 (70歳以上) ※平成26年5月1日施術以降は、誕生日が 昭和19年4月1日までの方は指定公費が1割付加されます。	① 社国 3 後高 2 本外 ⑧ 高外9 4 六外 2 公費 4 退職 6 家外 0 高外7	給付割合 8 9 10
一般 六歳未満 8割	① 社国 3 後高 2 本外 8 高外9 4 六外 2 公費 4 退職 ④ 家外 0 高外7	給付割合 8 9 10

退職者

本人 7割	1 社国 3 後高 ② 本外 8 高外9 4 六外 2 公費 ④ 退職 6 家外 0 高外7	給付割合 8 9 10
家族 7割	1 社国 3 後高 2 本外 8 高外9 4 六外 2 公費 ④ 退職 ⑥ 家外 0 高外7	給付割合 8 9 10
退職 六歳未満 8割	1 社国 3 後高 2 本外 8 高外9 4 六外 2 公費 ④ 退職 ④ 家外 0 高外7	給付割合 8 9 10

後期高齢者

後期高齢者 7割	1 社国 ③ 後高 2 本外 8 高外9 4 六外 2 公費 4 退職 6 家外 ⑦ 高外7	給付割合 8 9 10
後期高齢者 9割	1 社国 ③ 後高 2 本外 ⑧ 高外9 4 六外 2 公費 4 退職 6 家外 0 高外7	給付割合 8 9 10